

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶**変更期間** 12月21日(土)～令和7年1月8日(水)※12月29日(日)～1月3日(金)は休み

▶**変更期間中に実施するつどいの広場**

名 称	場 所	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月・火、木～土曜日 午前10時～午後3時	553—2108
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557—0977
さきたま	埼玉保育園 (埼玉4595—1)	火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559—2433

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶**その他** つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)です。※面接は要予約

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育て担当(内線297)

医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

事業名	対 象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成事業	市内に住所を有し、健康保険に加入している18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	・健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数が掛かります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができたら持参してください。 ・保護者名義の預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書 ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成事業	①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳A・A・Bの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあった方で、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 ※所得制限により支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金	・障害者手帳 ・健康保険証 ・預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書 ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	・健康保険証 ・預金通帳 ・印鑑(朱肉を使用するもの) ・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書

▶**受給資格の始期** 原則、申請日。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、出生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月28日(土)～令和7年1月4日(土))に出生や転入届を提出される方で、出生日から15日目(12月31日)が年末年始の閉庁日である場合、出生日にさかのぼれる申請日は1月5日(日)のみとなります。5日を過ぎてしまうと、申請日以降の医療費のみの助成となりますのでご注意ください。

▶**医療費助成できないもの**

・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
※加入している保険組合などで支給される高額療養費・付加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶**問い合わせ** 重度心身障害者医療費助成事業については福祉課(内線258)

子ども医療・ひとり親家庭等医療費助成事業については子ども未来課(内線292・297)

ヤングケアラー家庭等家事支援事業を開始しました

家族の支援や家事などを日常的に行っている子どもや若者がいる家庭(ヤングケアラー家庭)に対し、家事支援員(有償ボランティア)などを自宅に派遣して、家事の手伝い(掃除、調理、洗濯など)をする事業を開始しました。ぜひご利用ください。

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者」のことをいいます。ヤングケアラーの中には、勉強や睡眠、友人と遊ぶ時間など自分の時間が十分に取れなかったり、支援について相談できる人がいなく負担や孤独を感じたりしている子どもや若者もいます。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



こども家庭庁「ヤングケアラーについて」



ヤングケアラー・若者ケアラー向けLINE相談窓口「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」

(イラストはこども家庭庁ホームページより)

▶**対象** 市内で同居の両親・祖父母・兄弟姉妹などの支援や家事などを日常的に行っている子どもや若者がいる家庭(ヤングケアラー家庭)

▶**支援内容** 掃除、調理、洗濯、買い物などの家事
※社会福祉協議会の職員も同行しますので、生活相談なども行うことができます。

▶**支援時間** 月～金曜日午前9時～午後5時のうち1～2時間(週2日(各日2時間)が上限)

▶**訪問者** 自宅に家事支援員(家事の手伝い)と社会福祉協議会職員(生活相談や助言)の2人が訪問します。

▶**利用料金** 無料

▶**申し込み方法** 行田市電子申請・届出サービス、直接、Eメールのいずれかの方法で地域共生社会推進課【Eメール】chiikikyousei@city.gyoda.lg.jp

▶**その他** 申請内容と聞き取りなどを踏まえ、支援内容を決定の上支援を行います。プライバシーは守られますので、安心してご利用ください。

▶**問い合わせ** 地域共生社会推進課地域共生社会推進担当(内線354)



電子申請



市ホームページ